

個人情報保護法における規律について

令和7年5月16日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護法の全体像

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門 [一般法]

個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等・
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門 [一般法]

注1 個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。

注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の**特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。

注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である**国公立の病院・大学等の法人又は業務**については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。

注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（**個人情報保護指針**）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注5 EU及び英國域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

個人情報保護法の成立と改正経緯

1970年代～ 公的部門におけるコンピュータによる情報化の進展、欧米におけるプライバシー保護やデータ保護に関する立法の導入

1975年（昭和50年）～地方公共団体における個人情報保護条例※ 制定

※ 電子計算機処理：東京都国立市（1975年）、岩手県紫波町・東京都世田谷区（1976年）など

※ 個人情報一般：福岡県春日市（1984年）、政令都市として川崎市（1985年）、都道府県として神奈川県（1990年）など

昭和63年制定法

1988年（昭和63年） 行政機関電算機個人情報保護法※ 成立 1990年（平成2年）10月全面施行

※ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

官民通ずるIT社会の急速な進展、国際的な情報流通の拡大、
プライバシー等の個人の権利利益侵害の危険性・不安感増大

2003年（平成15年） 個人情報保護法等※ 成立 2005年（平成17年）4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）

平成15年制定法

平成15年改正法

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年） 特定個人情報保護委員会 設置

2015年（平成27年） 個人情報保護法 改正 2017年（平成29年）5月全面施行

平成27年改正法

2016年（平成28年） 個人情報保護委員会 設置（民間部門の一元化）

2016年（平成28年） 行政機関個人情報保護法等 改正※ 2017年（平成29年）5月全面施行

※ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）による行個法及び独個法の改正

平成28年改正法

3年ごと見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和2年） 個人情報保護法 改正※ 3年ごと見直し規定に基づく初の改正

2022年（令和4年）4月全面施行

令和2年改正法

2021年（令和3年） 個人情報保護制度の官民一元化※ 2022年（令和4年）4月一部施行

2023年（令和5年）4月全面施行

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

令和3年改正法

個人情報保護法における民間規律と公的規律の考え方

民間規律

(1) 個人データに着目した規律

- ✓ 「個人情報データベース等」による個人データの取扱いの危険性に着目し、それを事業の用に供している個人情報取扱事業者に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律。

(2) 本人の関与による適正な取扱いの確保

- ✓ 個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法律に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等（※）により本人による適切な関与・監視を受けつつ、適正な取扱いの実現を期待するという当事者間での自主的な規律を重視する構造。

（※）●取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。

●第三者提供に関するルール：第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。

●公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

公的規律

(1) 保有個人情報に着目した規律

- ✓ 行政機関等の保有する個人情報は、公的信用を背景に収集されるもの、取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや、秘匿性が高いものが多いといった特質があり、散在情報を含む「保有個人情報」をその規律の対象としている。

(2) 法律に基づく行政による適正な取扱いの確保

- ✓ 行政機関等自身のガバナンスにより法律に定める義務の適切な履行が期待される点は個人情報取扱事業者と同様。他方、上記の特性や行政目的達成への支障を踏まえ、必ずしも本人同意に依拠せず、法律による行政の下、法令に定める所掌事務又は業務の遂行に必要かどうか（※）を重視する構造。

（※）●保有に関するルール：保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつその利用目的をできる限り特定。

●利用・提供に関するルール：利用目的のための利用・提供（本人同意なし）が原則。例外として、本人同意や相当の理由・特別の理由等による利用・提供。

●開示請求等への対応に関するルール：開示・訂正・利用停止等の請求への対応。個人情報ファイル簿の作成・公表。

保有個人情報（保有に関する規律）

個人情報の保有に関する規律（法第61条）

- 行政機関等は、法令（条例を含む※。）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。（法第61条第1項）
※条例のほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。
- 行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。（法第61条第2項）

保有個人情報の利用及び提供について（利用及び提供の制限）

利用及び提供の制限（法第69条第1項）

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

例外措置としての利用目的以外の目的のための利用及び提供（法第69条第2項）

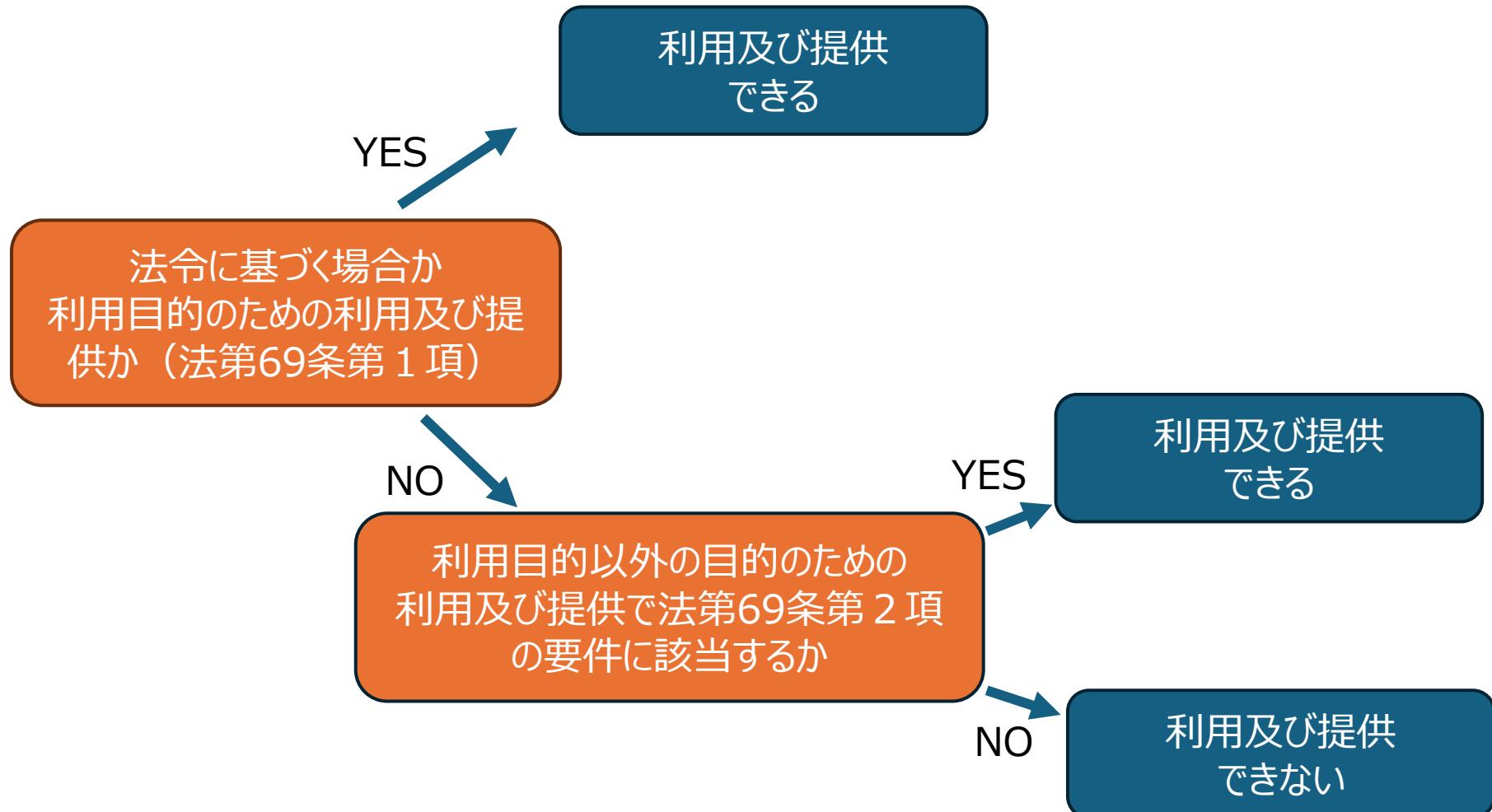
行政機関の長等は、法第69条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない。

保有個人情報の利用及び提供について（利用目的以外の目的のための利用及び提供）

法第69条 第2項	要　　件
第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
第2号	行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて <u>相当の理由</u> があるとき
第3号	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて <u>相当の理由</u> があるとき
第4号	前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて <u>特別の理由</u> があるとき

保有個人情報の利用及び提供について

«参考フロー図»



いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

いわゆる3年ごと見直し規定(令和2年改正法)

○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律
(令和2年法律第44号)

※令和4年4月1日全面施行

附 則

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

これまでの検討経緯

令和5年

- 9～10月 「改正個人情報保護法の施行状況について」公表
11月15日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表
11月下旬～ 関係団体等ヒアリングを順次実施

令和6年

- 2月21日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表
4月上旬～ 有識者ヒアリングを順次実施
6月27日 「中間整理」公表（～7月29日までパブコメ実施）
9月 4日 「中間整理」に関する意見募集の結果・今後の検討の進め方 公表
10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」公表
12月17日 事務局ヒアリング（有識者、経済団体・消費者団体）の状況報告
12月25日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書」公表

令和7年

- 1月22日** 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」公表
2月 5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」公表
2月19日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」公表
3月 5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」公表、意見の概要①
4月16日 意見の概要②

個人情報保護法の制度的課題の再整理

個人情報保護法の目的（第1条）

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータ利活用

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

- 同意規制の在り方

・統計作成等^(※)、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む

・取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

・病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 漏えい等発生時の対応（本人通知等）の在り方

- 子供の個人情報等の取扱い^(※)

※心身の発達過程にあり本人による実効性ある関与が必ずしも期待できない

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

- 身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）^(※)に関する規律の在り方

※本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不变性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる

- オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

- 勧告・命令等の実効性確保

- 刑事罰の在り方

- 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否

- 団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の要否

- 漏えい等報告等の在り方

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 統計情報等の作成（注1）のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような**統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等（注2）（注3）を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供（注4）（注5）及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか（注6）。**

注1：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注2：本人同意なき個人データ等の第三者提供については、当該個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先における一定の事項（提供元・提供先の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定している。

注3：本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得については、当該要配慮個人情報が統計情報等の作成又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供にのみ利用されることを担保する観点等から、公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項（取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である旨等）の公表、取得者における目的外利用及び第三者提供（本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である場合における当該第三者提供を除く。）の禁止を義務付けることを想定している。

注4：法第17条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。

注5：当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とすることを想定している。

注6：具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護委員会規則等で定めるごとを想定している。

- 行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうか。